

付 4 調 査 要 綱

I 昭和40年国富特別調査のための法人企業資産調査要綱

昭和 41 年 5 月
経 済 企 画 庁

1 調査の目的

営利法人企業の所有する再生産可能な有形固定資産（以下「資産」という。）を調査して、その実態を明らかにし、国富推計の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

(1) 調査客体

別紙1「標本抽出方法」により、全国の法人企業のうちから抽出した約2,000の企業とする。

(2) 調査資産

法人企業の所有する耐用年数1年以上の資産とする。

3 調査事項

別紙2および3の調査票により、次の事項を調査する。

(1) 企業に関する一般的事項

(2) 調査資産の取得時期および取得価額等に関する事項

4 調査の時点

調査は、昭和40年12月31日現在について行なう。

5 調査の実施期間

調査は、資本金1千万円以上の法人については昭和41年7月15日から8月15日までに、資本金1千万円未満の法人については8月15日から9月15日までに実施する。

6 調査の方法

調査は、調査客体の代表者による自計申告の方法により実施に行なう。

7 調査の系統

調査は、経済企画庁長官、都道府県知事、指導員、調査員、客体の代表者の系統により行なう。

ただし、経済企画庁長官の承認をうけた場合は、指導員および調査員を省略することができる。

8 資産の評価方法

資産は、原則として、取得価額に物価倍率と経過年数に応ずる残価率（定率法による。）を乗じて評価する。ただし、鉱業用資産等特別なものについては、別に定める。

物価倍率、残価率および鉱業用資産等の評価方法については、行政管理庁長官の承認を得て別に定める。

9 集計事項

総理府統計局において、中央集計の方法により、産業別資産項目別評価額等を集計する。

10 結果の公表

調査結果は、集計完了次第、所定の刊行物により公表する。

11 調査関係書類の保存期間および保存責任者

（書類名）	（保存期間）	（保存責任者）
調査票	5年	経済企画庁長官
結果表	永年	経済企画庁長官

12 調査従事者

経済企画庁、総理府統計局および都道府県においては、統計法第10条第3項ただし書の規定により、統計官および統計主事以外の者も、この調査に従事させることができる。

13 調査票の使用

調査票は、統計作成の目的以外に使用することはできない。

別 紙 1

標 本 抽 出 方 法

1 母集団、抽出単位および抽出のわく

母集団は、昭和40年12月31日現在で、国内に本店または主たる事務所を有する営利法人（外国法人を除く。）とする。

抽出単位は、各法人の本店または主たる事務所とする。

抽出のわくには、資本金1千万円以上の法人については、昭和40年12月31日現在の「景気動向調査用法人カード」（昭和35年事業所統計調査にもとづいて作成し、昭和35年7月2日以降昭和40年12月31日までの設立、解散、増資および合併による異動を補正したもの）を用いる。

資本金1千万円未満の法人については、「3. 標本抽出の方法」の「(2)」の「イ」による標本単位区について作成した名簿を用いる。

2 標本法人数

標本法人数は約2,000法人とする。

3 標本抽出の方法

(1) 抽出率

下表にかかげる抽出率とする。

資 本 金 階 級	抽 出 率	
	製 造 業	その他の産業
10億円以上	1 / 1	1 / 1
1億円以上 10億円未満	1 / 10	1 / 20
5千万円以上 1億円未満	1 / 40	1 / 80
3千万円以上 5千万円未満	1 / 100	1 / 200
1千万円以上 3千万円未満	1 / 200	1 / 400
1千万円未満	1 / 1920	1 / 1920

(2) 抽出方法

ア 資本金1千万円以上の法人

産業（製造業およびその他の産業）および資本金階級別に層化し、各層から所定の抽出率により標本法人を抽出する。

なお、製造業については、標本数が産業中分類別有形固定資産額に比例するように約400法人を追加配分する。

イ 資本金1千万円未満の法人については、「昭和38年事業所統計調査」の調査区にもとずいて設定した単位区を、その特性によって、工業単位区、商業単位区に層化し、各層から1/240（ただし、東京都は1/480）の抽出率で単位区を抽出し、これに対応する「昭和41年事業所統計調査」調査区の区域を標本単位区とする。

次に、各標本単位区から1/8の抽出率で標本法人を抽出する。

昭和40年国置特別調査のための法人企業資産調査

① 指定統計第1号

法人調査票

この調査票は、統計作業の目的以外には使用されませんから、ありのままを記入してください。

郵道府県番号 単位区分番号 調査客は番号
#

昭和40年12月31日現在

産 業 種 別 業 種 業 本 金 資 産 額
#

(1) 法人の名称	(2) 所在地	(3) 設立年月	年 月
(4) 組 織	(5) 資本金または出資金 百万円	(6) 決算期	年 月 日
(7) 業 界	(8) 最近1年間の事業内容の概要	(9) 従業員数	年 月 日
		昭和40年12月31日現在	年 月 日
		常 務 員	人
		有 給 役 員	人
		取 得 価 値	円
		高 額 債 権 計 画	円
		(うち設備、特別債権)	円
		期 末 残 高	円
		債 却 方 法	
		資 産 の 種 別	
		運 搬 具 器 具	
		船 隻	
		機 械 装 置	
		船 隻	
		工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	
		土 地 建 設 ・ 設 備	
		建 設 仮 設 交 付	
		大 動 機 機 器	
		土 地	
		合 計	
		備 考	
イ) 売上高および従業員数など (昭和 年 月 - 昭和 年 月 日)	売上高 (千円)	売上高比率 (%)	従業員数 (従業員を除く)(人)
事業部門名			
合 計	100.0%		
ウ) 備 考			

添付した調査票の枚数 合計 枚 調査票A 枚 調査票B 枚

記入者 印 所属部署 役職名 (電話番号) 番
氏名印 局() 番

郵道府県調査番号印 # # # # # # # #
#

注. #印および印欄には、記入しないでください。

II 昭和40年国富特別調査のための個人企業資産調査要綱

昭和41年5月

経済企画庁

1 調査の目的

個人企業の所有または使用する再生産可能な有形固定資産（以下「資産」という。）を調査して、その実態を明らかにし、国富推計の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

(1) 調査客体

別紙1「標本抽出方法」により、全国の農林水産業を除く個人企業のうちから抽出した約1,800企業とする。

(2) 調査資産

個人企業の所有または使用する耐用年数1年以上の資産のうち、別紙2で指定した品目（以下「指定品目」という。）とする。

ただし、別に選定した約300企業については、指定品目以外の資産も調査する。

3 調査事項

別紙3および4の調査票により、次の事項を調査する。

(1) 企業に関する一般的事項

(2) 調査資産の取得時期および取得価額等に関する事項

4 調査の時点

調査は、昭和40年12月31日現在について行なう。

5 調査の実施期間

調査は、昭和41年8月15日から9月15日までに実施する。

6 調査の方法

調査は、調査客体の業主による自計申告の方法により実地に行なう。

7 調査の系統

調査は、経済企画庁長官、都道府県知事、指導員、調査員、調査客体の業主の系統により行なう。

ただし、経済企画庁長官の承認をうけた場合は、指導員および調査員を省略することができる。

8 資産の評価方法

資産は、原則として、取得価額に物価倍率と経過年数に応ずる残価率（定率法による。）を乗じて評価する。

ただし、鉱業用資産等特別なものについては、別に定める。

物価倍率、残価率および鉱業用資産等の評価方法については、行政管理庁長官の承認を得て別に定める。

9 集計事項

総理府統計局において、中央集計の方法により、産業別資産項目別評価額等を集計する。

10 結果の公表

調査の結果は、集計完了次第、所定の刊行物により公表する。

11 調査関係書類の保存期間および保存責任者

（書類名）	（保存期間）	（保存責任者）
調査票	5年	経済企画庁長官
結果表	永年	経済企画庁長官

12 調査従事者

経済企画庁、総理府統計局および都道府県においては、統計法第10条第3項ただし書の規定により、統計官および統計主事以外の者も、この調査に従事させることができる。

13 調査票の使用

調査票は、統計作成の目的以外に使用することはできない。

別紙1

標本抽出方法

1 母集団、抽出単位および抽出のわく

母集団は、昭和41年7月1日現在で国内に本店または主たる事務所を有する農林水産業を除く営利の個人企業（業主が外国人のものを除く。）とする。

抽出単位は、各企業の本店または主たる事務所とする。

抽出のわくは、昭和41年7月1日現在で作成した名簿による。

2 標本企业

標本企业数は約1,800企業とする。

3 標本抽出の方法

標本抽出は、層化2段抽出法（単位区一企業）による。

(1) 単位区の設定および抽出

「昭和38年事業所統計調査」の調査区の近接する2調査区を1単位区とする。

単位区をその特性によって、工業単位区、商業単位区およびその他の単位区の3層にわけ、さらに、これを東京都とそれ以外の道府県にわけ、東京都の各層からは1/480の抽出率で、それ以外の道府県の各層からは1/240の抽出率で、合計118単位区を抽出し、これに対応する「昭和41年事業所統計調査」調査区の区域を標本単位区とする。

(2) 標本企业の抽出

各標本単位区について、個人企業の名簿を作成し、これにもとづいて、各標本単位区から1/7の抽出率で標本企業を抽出する。

(3) 指定品目以外の有形固定資産も調査する標本企业の抽出

(2)により抽出された標本企业から、約300企業を系統抽出する。

別紙 2 昭和40年国富特別調査のための個人企業資産調査 指定品目

資 産 の 種 類		摘 要	
1 建 物	11 住 宅		
	12 非 住 宅		
	13 建物付属設備		
2 構 築 物	21 舗 装 道 路		
	22 排水浄化装置		
	23 水 槽		
	24 煙 突		
3 機械および装置	31 ボイラー・原動機	3101 ボ イ ラ ー	
		3102 ガソリンエンジン	
		3103 ディーゼルエンジン	
		3104 石 油 エ ン ジ ン	
	32 金属加工機械	3201 旋 盤	
		3202 ポ ー ル 盤	
		3203 中 ぐ り 盤	
		3204 フ ラ イ ス 盤	
		3205 研 削 盤	
		3206 機 械 プ レ ス	
		3207 ダイカストマシン	
	33 織 維 機 械	3301 編 織 機	
		3302 織 機	
	34 化 学 機 械	3401 ろ 過 機	
		3402 分 離 機	
	35 産 設 機 械	3501 ロ ー ド ロ ー ラ ー	動力式に限る。
		3502 コンクリートミキサー	
	36 ポンプ圧縮機械	3601 ポ ン プ	
		3602 コ ン プ レ ッ サ ー	
		3603 送 風 機	
	37 荷役・運搬機械	3701 コ ン ベ ア	
		3702 巻 上 機	
	38 電 気 機 械	3801 発 電 機	
		3802 電 動 機	
		3803 変 圧 器	
		3804 電 路 開 閉 器	
		3805 し 断 器	
3806 蓄 電 器			
3807 電 弧 よ う 接 機			
3808 整 流 器			
3809 積 算 電 力 計			
3810 X 線 装 置			
39 その他の一般機械および装置	3901 印 刷 機 械	平凸版すべてを含む。	
	3902 合 成 樹 脂 加 工 機 械		

資 産 の 種 類		摘 要			
4 船 舶	41 木 船	3903 貯 蔵 槽			
		3904 製 粉 機			
		3905 製 氷 機			
		3906 冷 凍 機			
		3907 変 速 機			
		3908 ロ ー ラ ー チ ェ ーン			
		3909 乾 燥 機			
		3910 ミ シ ン			
		3911 アイスクリーム製造機	ソフトクリーム製造機を含む。 のこ盤機を含む。		
		3912 製 材 機 釜			
		3913 煮 釜			
		5 車 輛 お よ び 運 搬 具		5001 乗 用 自 動 車	
				5002 貨物自動車(4輪)	
5003 貨物自動車(3輪)					
5004 オートバイ・スクーター					
5005 自 転 車					
5006 リ ャ カ ー					
6 工 具 ・ 器 具 お よ び 備 品		6001 ラ ン マ ー	運搬可能なものに限る。 陳列用および医療用に限る。 造り付けのものを除く。 テーブルを含む。		
		6002 自動および電気カッター			
		6003 自動および電気カンナ			
		6004 電 気 ド リ ル			
		6005 立 万 力			
		6006 オースター(ネジ切り)			
		6007 歯科用ユニット			
		6008 消 毒 用 器 具			
		6009 心 電 計			
		6010 太 陽 燈			
		6011 赤 外 線 治 療 器			
		6012 超 短 波 治 療 器			
		6013 顕 微 鏡			
		6014 カ メ ラ			
		6015 照 明 器 具			
		6016 グリーニングプレス機器			
		6017 理容および美容用椅子			
6018 美 容 用 ド ラ イ ヤ ー					
6019 鏡					
6020 書 庫					
6021 戸 棚					
6022 陳 列 ケ ー ス					
6023 ロ ッ カ ー					
6024 洋 服 だ ん す					
6025 机					
6026 い す					

昭和40年国富特別調査のための
個人企業資産調査

経済企画庁		
都道府県	単 位	区 画
番 号	符 号	番 号
#	#	#

企 業 体 調 査 票

指定統計 第 85 号

昭和40年12月31日現在

資 産 の 種 類	摘 要	
6027 じゅうたん	旅館用および医療用のものに限る。	
6028 応接セット		
6029 ベッド		
6030 業務用ふとん		
6031 流し台		造り付けのものを除く。
6032 調理台		
6033 ガステーブル		
6034 冷蔵庫		
6035 電気洗濯機		造り付けのものを除く。
6036 扇風機		
6037 ステレオ		
6038 電気掃除機		
6039 ルームクーラー	私設の電話機に限る。	
6040 ストップ		
6041 電話機		
6042 金銭登録機		
6043 金庫		

(1) 企業体	名称					
	所在地	都道府県	区市郡	町村	丁目	番地号
(2) 企業主 または代表者	氏名					
	住所	都道府県	区市郡	町村	丁目	番地号

(3) 事業内容	① 業 種					産業分類 ※ 従業者 ※ 階級 ※ 資産額 ※ 階級
	② 主要生産品名または取扱品名 (製造業および卸・小売業の場合)					
	③ 業種別収入割合(2業種以上を営む場合)					
(4) 従業者数 (昭和40年12月31日現在)	計	専業主従業者	家族従業者	常雇の従業者	臨時・日雇の従業者	(6)備考
(5) 昭和40年1月から同年12月までの事業収入	1	収入なし	7	500万円～700万円未満		
	2	50万円未満	8	700万円～1,000万円未満		
	3	50万円～100万円未満	9	1,000万円～2,000万円未満		
	4	100万円～200万円未満	10	2,000万円～3,000万円未満		
	5	200万円～300万円未満	11	3,000万円～5,000万円未満		
	6	300万円～500万円未満	12	5,000万円以上		

(7) 添付した調査票の枚数	有形固定資産調査票			注 ※印欄には記入しないでください。	都道府県担当者印	指導員印	調査員印
	計	A	B				
	枚	枚	枚				

別紙4の(1)

昭和40年国富特別調査のための
個人企業資産調査

枚中 枚

(秘) 指定統計 第85号

経済企画庁

都道府県 番号	単 位 号	区 号	調査客 体 号
#	#	#	#

有形固定資産調査票A (指定品目)

産業分類	年次分類
※	※

昭和40年12月31日現在

資産の状況		(1) 品目名	(2) 構造	(3) 用途	(4) 数量	(5) 取得時期
(A) 所有	(b) 借 用					昭和 年
	貸主 (a) 個人 (b) 法人 (c) その他					大正以前
(C) 使用	(D) 貸 与	(6) 新古の別	(7) 取得価額	(8) 再取得価額	(9) 建物の使用割合	(10) 共有の別
	調査場所 (b) 調査場所以外にある	新古 (経年)	円	円	専業家計 %	共有持分割合 %
		(1) 資産符号	(2) 耐用年数	(3) 物価倍率	(4) (7) × (3)	(5) 残価率
		※	※	※	※	(6) または (8) × (5)
		※	※	※	※	※

(7) 備考	
--------	--

注1. ※印および#印欄には、記入しないでください。
2. (7)取得価額がわからない場合は、(8)欄に再取得価額すなわち昭和40年12月31日現在において新規に取得するものとしての価額を記入してください。

別紙4の(2)

昭和40年国富特別調査のための
個人企業資産調査

経済企画庁

(秘) 指定統計 第85号

有形固定資産調査票B
(指定品目以外)

産業分類	
※	※

昭和40年12月31日現在

種類	品名	構造	用途	再取得価額 (時価)	種類	品名	構造	用途	再取得価額 (時価)
構 築 物				千円	車両および運搬具				千円
					器具および備品				
機 械 お よ び 装 置					そ の 他				
船 舶									
再取得価額合計欄	構 築 物	機 械 お よ び 装 置	船 舶	車 両 お よ び 運 搬 具	器 具 お よ び 備 品	そ の 他			
	※	※	※	※	※	※			

注 1. ※印および#印欄には、記入しないでください。
2. 借用および共有のものは、記入しないでください。
3. 裏面に記入例がありますから、参考してください。

合 計	
※	

III 昭和40年国富特別調査のための地方公営企業等資産調査要綱

昭和41年5月
経済企画庁

1 調査の目的

地方公共団体の経営する企業および収益事業（以下「地方公営企業等」という。）の管理する再生産可能な有形固定資産（以下「資産」という。）を調査してその実態を明らかにし、国富推計の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

(1) 調査客体

別紙1「標本抽出方法」により、全国の地方公営企業等の中から抽出した約200企業とする。

(2) 調査資産

地方公営企業の管理する耐用年数1年以上の資産とする。

3 調査事項

別紙2および3の調査票によりつぎの事項を調査する。

(1) 企業に関する一般的事項

(2) 調査資産の取得時期および取得価額等に関する事項

4 調査の時点

調査は、昭和40年12月31日現在について行なう。

5 調査の実施期間

調査は、昭和41年8月1日から8月31日までに実施する。

6 調査の方法

調査は、調査客体の管理者による自計申告の方法により行なう。

7 調査の系統

調査は、経済企画庁長官、都道府県知事、調査客体の管理者の系統により行なう。

8 資産の評価方法

資産は、原則として取得価額に物価倍率と経過年数に応ずる残価率（定率法による。）を乗じて評価する。

物価倍率および残価率については行政管理庁長官の承認を得て別に定める。

9 集計事項

総理府統計局において、中央集査の方法により産業別資産項目別評価額等を集計する。

10 結果の公表

調査結果は、集計完了次第、所定の刊行物により公表する。

11 調査関係書類の保存期間および保存責任者

書類名	保存期間	保存責任者
調査票	5年	経済企画庁長官
結果表	永年	経済企画庁長官

12 調査従事者

経済企画庁、総理府統計局および都道府県においては、統計法第10条第3項ただし書の規定により、統計官および統計主事以外の者も、この調査に従事させることができる。

13 調査票の使用

調査票は、統計作成の目的以外に使用することはできない。

別紙 1

標本抽出方法

1 母集団、抽出単位および抽出のわく

母集団は、昭和40年3月31日現在存在する地方公営企業等のうち、つぎにかかげる事業を除くものとする。

(1) 病院事業

(2) 下水道事業

抽出単位は、各企業とする。

抽出のわくは、「地方公営企業年鑑」および関係各省の調査資料による。

2 標本企业数

標本企业数は約200企業とする。

3 標本抽出方法

各企業を産業別および有形固定資産額階級別に層化し、電気業、ガス業および建設業については、有形固定資産額10億円以上の企業を、その他の産業については、50億円以上の企業を悉皆調査とする。

上記以外のものについては、原則として有形固定資産額に比例させて標本を配分する。

8 事業の内容

9 資産の種類、取得時期、取得価額、減価償却額及び減価償却の方法

2 前項の調査事項の細目については、別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号に定める調査票に記載するところによる。

(申告の義務)

第7条 調査法人の代表者は、前条第1項の調査事項に関し、同条第2項の調査票に所定の記入をしたうえ、都道府県知事の定める期日までに、都道府県知事又は第9条第1項に規定する法人企業資産調査員に提出しなければならない。

(調査の執行)

第8条 都道府県知事は、内閣総理大臣の指揮監督を受けて、その管轄区域内の法人企業資産調査の執行をつかさどる。

(法人企業資産調査指導員及び法人企業資産調査員)

第9条 法人企業資産調査の事務に従事させるため、都道府県に、統計法第12条第1項の統計調査員として、法人企業資産調査指導員(以下「指導員」という。)及び法人企業資産調査員(以下「調査員」という。)を置くことができる。

2 指導員及び調査員は、都道府県知事が任命する。

3 指導員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査員の事務の執行を指導する。

4 調査員は、都道府県知事の指揮監督及び指導員の指導を受けて、法人企業資産調査の実施に関する事務を行なう。

(統計従事者)

第10条 法人企業資産調査には、統計法第10条第3項ただし書の規定により、統計官及び統計主事以外の者も従事させることができる。

(調査票の提出)

第11条 調査員は、第7条の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、都道府県知事の定める期日までに、指導員に提出しなければならない。

2 指導員は、前項の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、都道府県知事に、その定める期日までに提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項又は第7条の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、経済企画庁長官に、その定める期日までに提出しなければならない。

(集計及び公表)

第12条 経済企画庁長官は、調査票を審査し、評価額を算定して集計し、すみやかにその結果を公表するものとする。

(調査票の使用)

第13条 調査票は、統計法第15条第1項の規定により、統計上の目的以外に使用してはならない。

(関係書類の保存)

第14条 法人企業資産調査の関係書類は、次の区分によって保存しなければならない。

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	5年	経済企画庁長官
結果表	永久	経済企画庁長官

附 則

- この府令は、公布の日から施行する。
- 昭和35年国富調査のための法人資産調査規則(昭和36年総理府令第54号)は、廃止する。ただし、昭和30年国富調査のための法人資産調査及び昭和35年国富調査のための法人資産調査の調査票の使用及び関係書類の保存については、なお従前の例による。

(別記様式 省略)

II 昭和40年国富特別調査のための個人企業資産調査規則

○総理府令第30号

統計法第3条第2項の規定に基づき、昭和40年国富特別調査のための個人企業資産調査規則を次のように定める。

昭和41年5月31日

内閣総理大臣 佐藤 栄 作

昭和40年国富特別調査のための個人企業資産調査規則

(目的)

第1条 統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計である昭和40年国富特別調査のための個人企業資産調査(指定統計第85号。以下「個人企業資産調査」という。)の施行に関しては、この府令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 個人企業資産調査は、個人企業(農林水産業を営むものを除く。以下同じ。)の所有し、又は使用する資産の状況を調査し、国富推計の基礎資料を作成することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この府令において、資産とは、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具・器具及び備品並びにその他の有形固定資産で経済企画庁長官の定めるものをいう。

(調査の時点)

第4条 個人企業資産調査は、昭和40年12月31日現在によって行なう。

(調査の客体)

第5条 個人企業資産調査は、経済企画庁長官が別に定める地域に本店を有する個人企業のなかから都道府県知事が経済企画庁長官の定める方法により選定したもの(以下「調査個人企業」という。)について行なう。

(調査事項)

第6条 個人企業資産調査は、次の各号に掲げる事項について行なう。

- 1 名 称

- 2 本店の所在地
- 3 企業主又は代表者の氏名及び住所
- 4 従業者数
- 5 事業の内容及び事業収入
- 6 資産のうち別表に定めるものについては、その数量、取得時期及び取得価額、その他のものについては、その種類及び再取得価額
- 2 前項の調査事項の細目については、別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号に定める調査票に記載するところによる。

(申告の義務)

第7条 調査個人企業の企業主又は代表者は、前条第1項の調査事項に関し、同条第2項の調査票に所定の記入をしたうえ、都道府県知事の定める期日までに、都道府県知事又は第9条第1項に規定する個人企業資産調査員に提出しなければならない。

(調査の執行)

第8条 都道府県知事は、内閣総理大臣の指揮監督を受けて、その管轄区域内の個人企業資産調査の執行をつかさどる。

(個人企業資産調査指導員及び個人企業資産調査員)

第9条 個人企業資産調査の事務に従事させるため、都道府県に、統計法第12条第1項の統計調査員として、個人企業資産調査指導員（以下「指導員」という。）及び個人企業資産調査員（以下「調査員」という。）を置くことができる。

- 2 指導員及び調査員は、都道府県知事が任命する。
- 3 指導員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査員の事務の執行を指導する。
- 4 調査員は、都道府県知事の指揮監督及び指導員の指導を受けて、個人企業資産調査の実施に関する事務を行なう。

(統計従事者)

第10条 個人企業資産調査には、統計法第10条第3項ただし書の規定により、統計官及び統計主事以外の者も従事させることができる。

(調査票の提出)

- 第11条 調査員は、第7条の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、都道府県知事の定める期日までに、指導員に提出しなければならない。
- 2 指導員は、前項の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、都道府県知事に、その定める期日までに提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項又は第7条の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、経済企画庁長官に、その定める期日までに提出しなければならない。

(集計及び公表)

第12条 経済企画庁長官は、調査票を審査し、評価額を算定して集計し、すみやかにその結果を公表するものとする。

(調査票の使用)

第13条 調査票は、統計法第15条第1項の規定により、統計上の目的以外には使用してはならない。

(関係書類の保存)

第14条 個人企業資産調査の関係書類は、次の区分によって保存しなければならない。

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	5年	経済企画庁長官
結果表	永久	経済企画庁長官

附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
 - 2 昭和35年国富調査のための個人事業体等資産調査規則（昭和36年総理府令第21号）は、廃止する。ただし、昭和30年国富調査のための個人事業体等資産調査及び昭和35年国富調査のための個人事業体等資産調査の調査票の使用及び関係書類の保存については、なお従前の例による。
- (別表および別記様式 省略)

III 昭和40年国富特別調査のための地方公営企業等資産調査規則

○総理府令第31号

統計法第3条第2項の規定に基づき、昭和40年国富特別調査のための地方公営企業等資産調査規則を次のように定める。

昭和41年5月31日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作

昭和40年国富特別調査のための地方公営企業等資産調査規則

(目的)

第1条 統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計である昭和40年国富特別調査のための地方公営企業等資産調査（指定統計第89号。以下「地方公営企業等資産調査」という。）の施行に関しては、この府令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 地方公営企業等資産調査は、地方公共団体の所有する資産のうち地方公営企業等の用に供するものの状況を調査し、国富推計の基礎資料を作成することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 地方公営企業等、地方公共団体の経営する企業のうち公共下水道事業及び病院事業以外のもの並びに収益事業をいう。
- 2 資産、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具・器具及び備品並びにその他の有形固定資産で経済企画庁長官の定めるものをいう。

(調査の時点)

第4条 地方公営企業等資産調査は、昭和40年12月31日現在によって行なう。

(調査の客体)

第5条 地方公営企業等資産調査は、経済企画庁長官が選定した地方公営企業等（以下「調査地方公営企業等」という。）について行なう。

(調査事項)

第6条 地方公営企業等資産調査は、次の各号に掲げる事項について行なう。

- 1 名称
 - 2 所在地
 - 3 従業者数
 - 4 事業の内容
 - 5 資産の種類、取得時期、取得価額、減価償却額及び減価償却の方法
- 2 前項の調査事項の細目については、別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号に定める調査票に記載するところによる。

(申告の義務)

第7条 調査地方公営企業等の管理者は、前条第1項の調査事項に関し、同条第2項の調査票に所定の事項を記入したうえ、都道府県知事に、その定める期日までに提出しなければならない。

(調査の執行)

第8条 都道府県知事は、内閣総理大臣の指揮監督を受けて、その管轄区域内の地方公営企業等資産調査の執行をつかさどる。

(統計従事者)

第9条 地方公営企業等資産調査には、統計法第10条第3項ただし書の規定により、統計官及び統計主事以外の者も従事させることができる。

(調査票の提出)

第10条 都道府県知事は、第7条の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して経済企画庁長官に、その定める期日までに提出しなければならない。

(集計及び公表)

第11条 経済企画庁長官は、調査票を審査し、評価額を算定して集計し、すみやかにその結果を公表するものとする。

(調査票の使用)

第12条 調査票は、統計法第15条第1項の規定により、統計上の目的以外に使用してはならない。

(関係書類の保存)

第13条 地方公営企業等資産調査の関係書類は、次の区分によつて保存しなければならない。

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	5年	経済企画庁長官
結果表	永久	経済企画庁長官

附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和35年国富調査のための地方公共団体及び公共組合資産調査規則（昭和35年総理府令第62号）は、廃止する。ただし、昭和30年国富調査のための地方公共団体及び公共組合財産調査並びに昭和35年国富調査のための地方公共団体及び公共組合資産調査の調査票の使用及び関係書類の保存については、なお従前の例による。

（別記様式 省略）